○広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例

平成十八年十月十六日条例第五十七号

広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例をここに公布する。

広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例

基盤となるものであって、 文化芸術は、 人間が 人間らしく生きるための糧であり、 その役割の重要性は今後とも変わることはない。 人間が協働 共生する社会の

家を輩出してきた文化の中枢県である。 栄えた歴史があり、 地方では唯一、厳島神社と原爆ドームという二つの世界遺産を有し、 広島県には、 中国山地から瀬戸内海にいたる豊かな自然と、 それぞれの地域におい て個性豊かな文化がはぐくまれてきた。 交通交易の要衝 多彩な文化人・芸術 の地として 中四国

し発展させるとともに、 平成の大合併を経た県内各地域では、 新たな文化芸術の創造に取り組むことが これまで培われてきた伝統的な文化芸術 求められて

る文化芸術活動に生かしていくことが課題となっている。 いわゆる団塊の世代をはじめとした定年退職後の高齢者等の活力を、 地域にお け

組を進める必要がある。 県内各地域における文化芸術の振興を図り、 県民をはじめ、 民間団体、 大学等、 行政、 経済界などの多様な主体が一体となった取 その拠点施設の有効活用を推進するため

0 めるとともに、 て活力ある広島県の 本県における文化芸術の一層の発展のため、 相互の交流と連携によって文化芸術の振興によるまちづくりを推進し、 創造に寄与するため、 この条例を制定する。 これら多様な主体による自主的な取組を進 ŧ)

(目的)

第一条 興による個性豊かで活力のある地域社会の形成に資することを目的とする 術の振興を担う多様な主体の協働及び連携を推進することにより、 この条例は、 文化芸術施設、 文化芸術の振興によるまちづくりの推進に関する基本方針を定め、 大学等及び民間団体の役割を明らかにするとともに、 もって文化芸術の振 文化芸

(定義)

- 第二条 その他の生活文化等をいう。 伝統芸能、 この条例におい 伝統的な年中行事、 て 「文化芸術」 文化財その他の伝統文化、 とは、 文学、 音楽、 美術、 茶道、 演劇、 華道、 舞踊その 囲碁、 他 の芸
- 2 この条例にお いて「大学等」とは、 大学その他の教育研究機関をいう。
- 3 の条例におい (平成十年法律第七号) 第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。 7 「民間団体」とは、 民間企業、 特定非営利法人 (特定非営利活動促 そ

の他の民間団体をいう。

(基本方針)

- 第三条 文化芸術施設、 造性が十分に尊重されるとともに、 化芸術活動」という。 推進されなければならない。 文化芸術の振興によるまちづくりに当たっては、 大学等及び民間団体がそれぞれの役割を担い、 を行う者 (文化芸術活動を行う団体を含む。 多様な文化芸術の振興が図られるよう、 文化芸術に関する活動(以下 相互の協働及び連携によ の自主性及び創 文
- とともに、 実現のために、 着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を形成し、 文化芸術の振興によるまちづくりに当たっては、 文化芸術を将来の世代に引き継ぐよう努められなければならない 特に重要であるという認識に基づき、 文化芸術は、 担い手となる人づくりを推進する 将来にわたる豊かな住民生活の 地 域の住民が 誇りと愛

(県の役割)

- 第四条 を担う子どもから高齢者に至るまでのすべての世代の県民が、 かつ主体的な活動を活発に行うことができるよう施策の推進に努めるものとする。 県は、 前条に規定する基本方針 。 以 下 「基本方針」 とい . う。 文化芸術に親しみ、 に \mathcal{O} つとり、 自主 次代
- 2 多様な主体の協働及び連携の推進に努めるものとする。 県は、 文化芸術の振興を支援する人材の育成を図るとともに、 文化芸術の振興を担う
- 3 を果たすことが 県は、 高齢者が、 できるよう環境の整備に努めるものとする。 豊富な知識及び経験を生か Ļ 地域の文化芸術活動に積極的な役割

(県民の役割)

第五条 興する役割を果たすよう努めるものとする。 の活力と創意を生かしつつ、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、 県民は、 基本方針にのっとり、 自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、 文化芸術を振

(文化芸術施設及び大学等の役割)

第六条 割を果たすよう努めるものとする。 設備等を生か 文化芸術施設及び大学等は、 して、 文化芸術活動への支援等を行うことにより、 基本方針にのっとり、 その有する専門知識、 文化芸術を振興する役

(民間団体の役割)

第七条 業活動を通じて、 民間団体は、 文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。 基本方針にのっとり、 文化芸術活動 への支援に努めるとともに、

(市町との連携)

第 八条 県は、 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たって、 市町との連携に努めると

援に努めるものとする。 必要に応じて、 市町相互間の連携による施策の推進が図られるよう協力及び支

(文化芸術に関するボランティア活動の推進)

第九条 ィア活動の充実が図られるよう努めるものとする。 県は、 文化芸術に関するボランティアの活動を推進するとともに、 当該ボランテ

(合併地域における文化芸術活動の推進)

- 第十条 並びに市町と連携し、 遺産及び伝統文化の保存、 県は、市町村の合併が行われた地域(以下「合併地域」とい 必要な措置を講じるよう努めるものとする。 継承並びに活用を推進するため、 県民、 · う。 民間団体及び大学等 における文化
- 助言及び支援を行うよう努めるものとする。 県は、 合併地域の一体化を促進する新たな文化の創造に取り組む市町に対し、 必要な

(情報の収集及び提供)

第十一条 情報通信の技術の積極的な活用等により、 るものとする。 県は、 県民の文化芸術活動の促進及び優れた地域文化芸術の 文化芸術に関する情報の収集及び提供に努め 形成に資するため

(民間団体等の支援活動の促進

第十二条 が文化芸術の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、 情報提供その他 県は、 文化芸術活動に対して個人又は民間団体が行う対価を求めない支援活動 $\overline{\mathcal{O}}$ 必要な措置を講じるよう努めるものとする。 その活動を促進するための普及啓

(協働連携による文化芸術活動の推進)

第十三条 報及び意見の交換が促進されるよう努めるものとする。 の特性を生かしつつ、 県は、 県民、 文化芸術施設、 相互の緊密な連携により展開されるとともに、 大学等及び民間団体が行う文化芸術活動が、 関係者相互間 地域 の情

(顕彰)

第十四条 者の顕彰に努めるものとする。 県は、 文化芸術活動で顕著な成果を収めた者その他文化芸術の振興に寄与した

附則

この条例は、公布の日から施行する。